

茨城統計一月號

卷頭言

★ 聖戰第三年の新春を迎ふ。抗戦を越えて東亞和平の建設に邁進する大國民の誇を忘るべからず、其の責務を怠つてはならぬ。

★ 舉國一体、戰場にあるものと銃後にあるものと二あるべからず。辛苦を共にし、歡びを分つて提携するところに使命達成の途がある。

★ 今夏を期し臨時國勢調査を施行される。非常時國政對策の立案實施に資する重要行事である。統計關係者は慎重準備に遺漏なきを期されたい。

★ 備へないものは悔いを得るとは古人の言である。一年の計は年頭に樹つべきであるとは何時も聞諺である。語は古い、併し味ふべき言葉であり、時々繰り返されて新しい格言である。

統計報國の意氣を以て 郷土再建に邁進せん

茨城縣總務部長
茨城縣統計協會々長

久保田 峻

昭和十四年の新春を迎へ、各位と共に恭しく 聖壽の無窮と 皇室の繁榮とを慶祝し奉ることが出来ますのは無上の光榮とする所であります。

今次事變は長くも 御稜威の下に、第一線にある將士の奮闘と、銃後國民の協心努力と共に依り、連戦連勝の戦果を収めつゝあることは、眞に感激に堪へない次第であります。併し乍ら、今次事變の眞目的は、干戈の勝敗を決するにあるのではなく、日支兩國の親善提携の實をあげ、以て東亞新秩序建設の大理想實現にあるのでありまして、舉國一致この大業完成に邁進せねばならぬのであります。而も今次事變を中心とする國際關係は複雑微妙を極め、今後長期に亘り幾多の難關に逢着することを覺悟せねばならぬのであります。從

つて我々銃後にある國民は、堅忍持久、盡忠報國の誠を致し、帝國不動の國策に順應し、この曠古の大業を翼賛し奉る覺悟を堅めねばならぬと思ふのであります。

殊に本縣は勤皇發祥の地であり、幾多先賢の遺志を承け繼ぐ比類なき縣である。不幸昨年未曾有の災害に襲はれたが、今や復興の對策成り、轉禍爲福の縣民の意氣も亦軒昂たるものがあるのを見て心強く感ずる次第であります。

幸にして本縣は各位の努力により、統計先進縣として推され、其の業績が他の範となりつゝある事は御同慶に堪へない次第であります。本年初夏を期し國民の消費に關する臨時國勢調査が施行される事になつて居りますので、一層各位の緊張努力を期待して止まぬ次第であります。

今や新しき年を迎へ、愈々日本精神を昂揚して我が傳統の矜持を顯示すると共に、戰場にある將士の心構えを以つて銃後に活躍し、統計報國の意氣と、燃ゆるが如き復興精神を貫いて、郷土再建の使命を達成し、以つて國運の隆昌と縣勢進展に寄與せんことを各位と共に誓ふ次第であります。



(官計統畑長)

蠶糸統計論 (三)

農林省統計官 長畑健二

第七章 養蠶統計調査

一、養蠶統計の本質

養蠶はそれ自體獨立の産業をなして居るものに非ず、耕種と結びついて經營されて居るものであることに付ては曩に一言觸れて置いたから、これ以上述べることを差控へるが、右の點は我國の養蠶業經濟を認識するに當つて常に頭に置くことを忘れてはならぬ。いはゞ養蠶業は産業形態上からは實在的存在に非ず、觀念的存在に過ぎない。養蠶經營が獨立の生産業として存在し得る經濟的條件を欠き、従つて現實に獨立せる養蠶業が存在しない場合に於ても、我々は養蠶經濟社會を觀念上、一個獨立の經濟社會として考へ得ないことはない。繭の生産を中心として人間の經濟活動を見れば、そこに養蠶經濟が生まれ、養蠶經濟活動に依つて結ばれて居る相互關係は、即ち養蠶經濟社會である。而して養蠶經濟を養蠶經濟として、他の一般農業經濟より特徴付けるものは、其の養蠶經營の特殊性に在る。蠶を飼育して繭を生産し之を販賣することは、他の農作物を栽培して之を收穫することゝは、其の技術に於ても、將亦經濟に於ても相互に相異なる所がある。農業の部類には普通耕種、養蠶、養畜、養禽を含ましむるが、養蠶は耕種とも、養畜、養禽とも其の經營の技術内容を異にする。従つて農業の技術學に於て、養蠶學が一個獨立の學として成立することは、毫も不思議ではない。蠶なる特殊の昆蟲の飼育に基礎を置く養蠶と、作物の栽培

に基礎を置く耕種乃至は牛、馬、羊、豚等の家畜の飼養に基礎を置く養畜等と、其の經營技術に於て異なる所あるは當然のことである。併し我々は、養蠶經營技術の特殊性のみに眩惑されて、其の農業一般との共通性を見失つてはならぬ。經營技術の相違は其處に經營經濟の相違を招來する。耕種經濟と養蠶經濟との相違である。併し、之等の經濟上の相違は、決して經濟の本質に關するものではない。經濟の本質に關する限り、兩者の間には完全なる共通性が存在する。經濟的見地に立つ限り、耕種と養蠶とを嚴密に區別して取扱ふことの方が、寧ろ實情に反すると言ひ得べく、兩者の間には斯る境界は無いと見る方が安當ではなからうか。先づ兩者は共に所謂農家なる同一經濟單位に屬するものである點に於て、區別が困難である。第二に養蠶の唯一の原料たる桑葉の栽培が耕種に屬するにも不拘、桑樹の栽培と蠶の飼育とが未だ分離せざる實情に在ること。第三に農家に於ける蠶の飼育労働は、耕種労働と密接に有機的に結合されて居ること等の諸事情を考慮する時、養蠶經濟の特殊性は甚だ其の經濟學的價值を失ふに至る。農業經濟の一部門としての養蠶經濟の研究は、かゝるが故に常に農業經濟全體との聯繫の許に遂行せられねばならぬ。斯る意味に於ける養蠶經濟社會の數量的認識を目的として生れたる養蠶統計は、之また農業統計の一部分に過ぎない。

加之、養蠶統計は先にも述べた如く、一面に於て蠶糸統計の一部門を爲す。蠶糸業一般と養蠶業との關係に付ては先に述べて置いたし、又蠶糸統計中に於ける養蠶統計の地位に付ても同時に述べて置いた積りであるから、讀者は茲にそれを想起して貰ひたい。

二、養蠶諸大量の單位

養蠶とは、申す迄もなく蠶種を掃立して蠶兒を得、桑葉を飼料として之を飼育し、其の營繭をするを俟つて、然る後繭を收穫し之を販賣又は自ら生絲、眞綿製造等の原料として消費する一聯の行爲を指稱する。養蠶が人間の行爲の一種である以上、之を爲す主體は人間であることに何等の疑ひもない。併し養蠶に従事する人間が常に必ずしも養蠶經營の主體とは限らない。養蠶を一の經濟行爲と見る時、之を養蠶經營と呼ぶならば、此の經營の主體とは、此の經營の意志を決定する立體を指すこと

になる。此の意味での主體は、自然人たる個人であることもあり、法人たる形態で居ることもある。その何れたるを茲に問ふ必要はない。我々としては養蠶は經濟的行爲であつて、其處には必ず行爲の主體が存在することを明確に認識して居れば此の際充分である。

養蠶を爲す主體、之を我々は普通に養蠶者、又は養蠶農家と呼ぶ。養蠶者は養蠶の經濟的單位である。養蠶者を離れて養蠶は存在しない。従つて、我國の養蠶者は我國の養蠶經濟社會の構造にしる、運動にしる、之等を數量的に把握するが爲には、先づ其の構成員の全體に付て調査を進めなければならぬ。

養蠶經濟社會の大きさを測定することを考へて見るに、之が爲に普通採用する方法は、所謂我國の養蠶戸數を知ることである。我々は既に我國の總世帯數乃至は總戸數、或は農家戸數等を知つて居るとすれば、此の際養蠶戸數を知ることが、養蠶經濟社會の大きさを知る上に極めて有効な手段であると思ふ。

養蠶總戸數を知る方法は、申す迄もなく、養蠶者を數へることを以外に方法はない。

又我國の蠶種の掃立數量を把握することは、養蠶經濟社會の養蠶化の濃度を知る上に最も必要なことと思ふが、之が爲には各養蠶者の蠶種掃立數量を調査せざるを得ない。更に我國の收繭高大量にしても、此の大量を構成するものは各養蠶者の收繭高である。掃立數量とか、收繭高の如きは所謂測るべき大量に屬し、各單位に就いて其の數量を測ることに依つて、始めて大量の大きさを把握することが出来る種類のものである。之を要するに養蠶統計は養蠶者を離れて存在し得ない。

三、養蠶統計の調査事項

養蠶者に就いて何を調査すべきかは、其の養蠶經濟社會の状態によつて異なるもので、時と所を超越して絶対不變の調査事項などあるべきものでない。更に調査の事項は調査實行者の意志に依つて自由に決定し得るものであるのみならず、調査を利用する目的の如何に依つても異なる。特殊の目的の許に、特殊の調査を行ふことは勝手であつてそれについて兎や角謂ふべき筋でない。余はこゝに養蠶統計一般としては凡そ調査事項の選定は如何なる基準の下に之を爲すべきかを若干述べ、現在行は

れて居る養蠶統計の調査事項に付て、若干の意見を述べて見やうと思ふ。

調査の事項は調査の目的に依つて決定せらるゝこと申す迄もない。そこで先づ養蠶統計を作成せんとする目的に就いて考へて見ねばならぬが、養蠶統計に課せられたる任務は、養蠶經濟社會の構造並に運動の状況を數量的に表示することに在るものであるから、調査をする目的は即ち右の任務を果たさん爲でなければならぬ。養蠶統計の任務を右の如く解する時、是非共調査の必要あるものが自ら決定される。其の主なる事項に就いて左に説明する。

(一) 蠶種掃立數量

蠶種の掃立とは、元來孵化したる蠶蠶を蠶箔に移す作業を謂ふものであるから、蠶種は掃立てた後に於ては蠶蠶になつて居る譯である。

蠶種の掃立數量は、養蠶者が蠶蠶を得る目的を以つて、蠶種を催青し催青過程を終つて正に掃立てんとする時の蠶種の量を謂ふものである。固より動大量に屬し、其の調査に動態調査である。即ち養蠶者の蠶種掃立といふ行爲を卵量に依つて測らんとするもので、所謂測るべき大量である

蠶種に關する調査に就いては前章に於て詳細述べて置いたが、前章に於ては蠶種の製造業に關する方面に立つて觀察する場合の事を主として述べたのであつて、茲に於ける掃立數量の調査は養蠶の出發點として養蠶者の掃立てたる蠶種數量を知らんとするに在り、前者とは其の立場、目的を異にする勿論蠶種の掃立は、蠶種の消費に相當するものであるが、之を蠶種の消費として、それだけに止まらしめるのでは、何等の社會的意味もない。蠶種の掃立は之を養蠶の出發點と見る時に、始めて社會的價值を發見し得る。掃立數量は養蠶者の養蠶規模を表示するものであり、更に之を收繭高との比較に於て觀察する時は、養蠶技術の狀況を知ることが出来る。即ち養蠶は農作物の栽培と等しく、氣候の變化、其の他の自然的影響を受くるものであるから一定蠶種量當り收繭高は年に依つて異なる。即ち昭和六年以降蠶種十五當り收繭量を見るに、次表の通り年々異なる。

蠶種十五當收繭量

年次	通年	春蠶	夏秋蠶
昭和六年	五・七一〇	六・五四三	四・九六一
同 七年	五・三六八	五・九五五	四・八五四
同 八年	五・五八三	六・一六〇	五・一一四
同 九年	五・四一八	六・二四七	四・六四八
同 十年	五・四二八	六・三六六	四・六三三
同 十一年	五・六九二	六・三六二	五・一五一

斯くの如く蠶種掃立數量は農作物に於ける作付面積に相當するもので、養蠶技術の變化、蠶作の年々の状況を判斷するに當つての不可缺の資料である。

(二) 收繭高

之を掃立數量と同じ様に養蠶者の規模を知る材料になるが、收繭は元來養蠶の最後の目的財貨である以上、其の目的財貨の生産數量を把握することは、養蠶經濟の理解に當つての根幹をなすものである。そのみならず、收繭高數量は製絲原料の供給力を表示するものとして、製絲業との相關に於て重要性を持つ。

我國製絲業の存立は、養蠶者の供給する繭に依存して居るものであるから、繭の數量を認識することは、製絲業の基礎を認識する一手段である。

又養蠶者は繭の販賣によつて、収入を得ることを目的とする場合が多い點に鑑みる時は、繭の收量は養蠶収入の源泉としての意味を持つものであるが、養蠶収入を完全に知る爲には單なる收量では不完全であつて、之を貨幣價值として見なければならぬ。此の點は他の農作物等に就いても同様であるが、元來貨幣價值に依る見積に付ては、色々な問題が伏在するから、此の點に就いては別の機會に一括して詳述することとする。

繭の品種としては、現在の農林省統計報告様式では、白繭種、黃繭種に區別し、品質に依つて之を上繭、玉繭、屑繭に區別して居る。(註)

(註) 『白繭種トハ白色又ハ銜色ノ繭ヲ營ム蠶ノ種類ヲ謂ヒ黃繭種トハ黄色、金黄色、紅色又ハ綠色ノ繭ヲ營ム蠶ノ種類ヲ謂フ』と農林省統計報告様式中、收繭高調査に關する表に述べてある。又上繭、玉繭、屑繭に就ては『上繭トハ普通ノ形態ヲ有シ且汚染セサル完全ナル繭ヲ謂ヒ玉繭トハ二以上ノ蠶兒ノ合同シテ營ミタル繭ヲ謂ヒ屑繭トハ上繭及玉繭以外ノ繭ヲ謂フ』とある。

白繭種、黃繭種に就いては繭の相違が絲にまで及び、白絲、黃絲となるので、製絲原料としての繭に於て右の區別をする意味も茲に存するものと思ふ。又上繭、玉繭、屑繭に就いても、玉繭は玉絲の原料であつて、普通の生絲と其の繰絲法を異にするのみならず、絲そのものも生絲と玉絲とは質を異にし、用途を異にする以上、右の區別は當然の事である。上繭と屑繭との區別も、先づ兩者は其の商品的價值を全然異にする。例へば昭和十一年の農林省統計報告様式の調査に依るも上繭四圓九十錢に對して屑繭二圓三十錢餘であるから、屑繭は上繭の半値以下に取引されて居ることを知る。又用途から見ても、屑繭は製絲原料として機械製絲に使用すること尠く、絹紡の原料となり或は眞綿等になることが多い。

養蠶統計として尙調査し度いことは、希望としては幾らも述べ得るが、唯希望を述べて見ても意味がないから、現在調査せられて居る右數項に止めて置く。

四、調査の時

動態調査は期間を定めて調査せねばならぬことは統計學の初歩である。一年を通じて發生する事件を把握するが爲には一年を期間としなければならぬ。季節的に發現する事件は、季節を定めて調査すべきである。蠶種の掃立は四季を通じて連續的に發現する事項に屬しない。一定の季節に於てのみ發現する事項である。従つて、其の季節に於て之を調査すれば足りる。普通養蠶に於ては此の季節を春蠶夏秋蠶に區分して居る。夏秋蠶は更に之を夏蠶、秋蠶、晚秋蠶、晚々秋蠶などに細分することも

あるが、事實上夏秋蠶は全國的に見る時はその飼育が連続的に行はれ、どこに夏蠶と秋蠶との區別を置くか、又秋蠶と晚秋蠶の區別を置くべきか、其の邊の所は明瞭を缺く場合が多い。従つて全國的な統計としては、春蠶と夏秋蠶との二つに區分することが妥當とされて居る。

五、調査の場所

養蠶の場所は、養蠶行為の行はるゝ場所を謂ふ。然し養蠶には經營主體の存在する場所もある。兩者は日本の農家の如き場合は多くは一致するが、時として相一致せぬ場合がある。場所を何れに採るか豫めて置くことを要する農林省統計報告様式では、事實の存在する地の市町村に於て調査する規定になつてゐる。其の意味は、養蠶者の存する地の市町村に於て調査すべきものと解せらるゝが、養蠶者とは其の季節に於て養蠶に従事したる事と解せられ、然も養蠶に従事したとは、單なる行為の存在した場所と解せらるゝも、其の行為は一連の統制ある統一的行為と解すべく、機械的なる動作の行はれた場所と解すべきでないと思考されるから、結局養蠶經營體の存在する場所に於て之を調査すべきものと思ふ。従つて假りに甲なる養蠶者が(イ)村に居住して(ロ)村に於て稚蠶共同飼育を爲すべく(ハ)村に在る共同飼育場に於て、蠶種を掃立つるとするも、右は(イ)村に甲なる養蠶者が在る限り(イ)村の養蠶者として取扱ふべきことを意味する。勿論此の場合、蠶種掃立のみを調査の客體として之のみを調査せんとする場合に於ては蠶種の掃立なる行為自體に着目して、現實に之が掃立の行はれた場所を以て其の場所として取扱ふこと當然である。

茲に一言注意したきことは、調査の場所と其の調査事項の發生場所とは必ずしも一致するものではないが、農林省統計報告規則に於ては、斯る場合、事件の發生場所を別段に調査事項として取扱はず、調査を行ふ市町村が總て事件の發生市町村といふことになつてゐるから、調査を何處で取扱ふかといふことは、其の事件が何處で発生したかを決定することとなる。

養蠶經營體なる意味は之を技術的に解して技術上の經營と見、其の經營さるゝ場所を養蠶の行はるゝ場所とし、其の經營體を養蠶者と呼び、斯る養蠶者の集團を養蠶戸數と呼ぶ。

六、觀察方法

觀察方法は、即ち單位觀察の方法である。養蠶者なる單位について觀察する場合の觀察の仕方である。一般統計調査に於ける方法として考へられる方法が、茲に於ても考へらるゝ譯である。即ち直接、調査者(現實には調査員)自ら觀察する場合(他計主義)と被觀察者側たる養蠶者の申告を待つ場合(自計主義)とである。

他計主義は、養蠶の如き人間の行為に關する場合は調査が甚だ困難である。掃立卵量にしろ、繭高にしろ、他人のやることを一々觀察することは出来ることでない。従つて自計主義に依らざるを得ないこととなる。養蠶者自身に其の掃立卵量繭高を申告せしむるとすれば、調査員としては別段の手数はかゝらない。しかし農家に唯調査票を配布して、それで完全な結果を得やうとすることは甚だ無理である。課税を恐るゝことも事實であり、又書くことの臆れも考へてやらなければならぬ。これは歸する所、農民に對する統計思想の普及如何に依ることである。

各養蠶者に就いて調査するとしても、結局は調査員が自ら養蠶者の所に出かけて行つて、聽取して記入するといふことが最も日本の現狀に適したことゝならう。以上の方法は、勿論完全なる大量觀察を行ふ場合のことであつて、始めから大量觀察を行はぬとなれば、話は又別である。併し各養蠶者毎に調査票を作成するに當つても、必ずしも各養蠶者を廻らずとも、調査票の出来る場合もある。例へば養蠶者が養蠶實行組合に加入し、組合員は蠶種を購入し、又收繭は之を全部組合を通じて販賣する場合に於ては、組合は自己の業務の遂行上の必要から組合員たる養蠶者の掃立卵量、收繭高を自己に於て判明ならしむる手段を講ずべきものであるから、此の資料を利用することに依つて、所謂第二義的に觀察を遂げることが出来る。

農林省統計報告様式の如き場合の調査に於ても、勿論單位觀察に依つて、之を調査することの可能な事勿論である又右様式の注意中にも

收繭高ノ調査ハ飼育者ニ對スル訊問又ハ飼育者ノ申告ニ依ラシムルヲ不利ト認ムル場合ニ於テハ調査員ニ於テ實際ノ狀況ヲ巡回調査シ且當業者數名ノ意見ヲ徴シ調査區ニ於ケル蠶種一グラム當ノ收繭高ヲ決定シ之ヲ掃立數量ヨリ無收繭數量ヲ控除

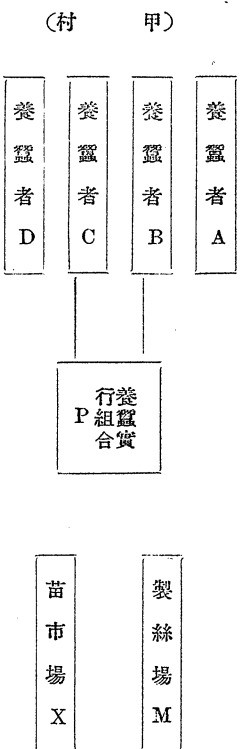
とあり、自計主義を原則とし、その方法が特に不利の場合に於ては推計を採用すべきことにしてゐる。推計に依るといふことになれば、觀察の根本を變へることになるので別に考へる要がある。

自計主義に就いては農家の申告内容が何の程度まで信用し得るか大いに疑問とする所であるが、養蠶實行組合を利用することになれば、この點は餘程しつかりしたものになると思ふ。それについても現在の農林省統計の如き表式調査で、その上單に市町村全體の養蠶戸數、掃立卵量及收購高を知ることがを以て能事了れりとする調査に於ては、各單位たる養蠶者は其の總數を知ればいゝのであつて、それ以外は村内で幾何の收購高があつたかといふことを知ることになり、そこでは最早や大量の單位たる養蠶者が捨象されて了つて居る。

斯の如き様式に基礎を置く春蠶表乃至は夏秋蠶表は、結局個人の年齢を數へ、馬の體高を測る如く、村の收購高を測るものと考へられ勝である。人々は村の收穫高、村の蠶種掃立卵量を大量觀察の結果始めて得らるゝ量であるといふことを忘れ、寧ろ之を觀察の出發點と考へる。そしてこの數量を知る爲には役場に行くか、乃至は養蠶實行組合にでも行けば、當然にその量は判つて居るものと考へる。あたかも個人の收購高が其の當人に聽けば當然にわかつて居ると同様に、ところが、個人の收購高は其の當人に於て大量觀察とは別個に當然にわかつて居ることであるけれども村の收購高は決して大量觀察以前に當然にわかつて居らないのである。之は大量觀察を行つて然る後得らるゝ結果である。養蠶者誰某の收購高といふ場合の『の』とは同じのであつても、其の意味する所が全く異なる。誰某の收購高は單位であり、村の收購高は大量である。兩者の意味を嚴格に區別するに非ざれば、統計の本質は遂に永久に混沌たるを免れぬであらう。

然し此處に村單位の養蠶實行組合が存在し、其の組合が組合員の收購を共同販賣するものとする場合に於ては、其の組合の取扱つた繭の量の如きは、それが譬へ村の收購高と略ぼ一致する如き量であらうとも、決して大量をなすものではない。組合が一の經濟活動の單位であり、その組合の活動の一標識たる取扱繭量は農家の收購高と同じ意味に於て、單位量と考へること

が出来る。大量と單位との關係隨つて大量觀察と然らざるものとの關係を組合と組合員との關係を例に採つて少しく説明して置きたいと思ふ。



甲村に養蠶者 A B C D 在り、A B C D は養蠶實行組合 P を結成するものとする。然も右養蠶者は其の收購を全部右養蠶實行組合を通じて共同販賣して居るものとする。然る場合に於て、甲村の收購高なる大量は養蠶者 A B C D の收購高を單位とするものである。従つて甲村の收購高は A B C D の各單位に於て觀察し始めて得らるゝものである。一方組合 P の販賣繭量は其れ自身大量を爲すものでない。事實上組合 P の販賣繭量が、組合員 A B C D の委託品であつても、繭の販賣行爲の當事者が組合 P である以上、組合員各員は繭の販賣に關しては單位をなすものでない。従つて組合 P の販賣繭量を調査することは、甲村の收購量を調査することゝ本質的に其の意義を異にす。組合 P の販賣繭量は組合活動の記録に於て自ら判明することである。具體的には組合簿記に表示されて居るべき事項である。甲村の收購數量が組合 P の販賣繭量に一致して居る場合には、我々は甲村の收購量を大量觀察することの代りに、組合 P の販賣繭量を組合に就きて調査する。(大量觀察に非ず)ことに依つて、推計することが出来る。大量觀察と同じ結果を大量觀察に依らずして得る一例である。

農林省統計報告様式に於ける春蠶、夏秋蠶の收購高數量の調査に就いては、全國各市町村夫々適宜な方法で調査して居る。中には各養蠶者毎に一票の單記式調査票を用ひて調査して居る所もあり、或は連記式調査票を用ひて居る所もある。又中には

養蠶實行組合に就いて調査した資料に依つて推計して居る地方もある。理論的方法としては、各養蠶者毎に單位觀察を行ふに越したことはないと思ふが現在の農林省統計報告様式の如く其の要求する所が結局市町村内の蠶種總掃立數量、總收繭高に過ぎない様な場合に於ては組合の資料から簡單に推計が出来る場合もあるから斯る便宜的な方法に依る方が寧ろ得策とも云ひ得るし事實上も斯種の方法に依る觀察が次第に増加して居るものと思ふ。

大量の單位に就いて觀察を行ふ以上は、その單位を活用する如き結果表を作成するでなければ、意味が薄い。例へば收繭高の階級(五貫未満、五貫以上、十貫以上、二十貫以上、三十貫以上等)別の養蠶者數を作成する必要があるであつてこそ、始めて養蠶者各戸に付て調査票を作成することの意味が出る譯である。

併し一面養蠶者各戸に付て、調査票を作成する調査の如きを毎年實施されたのでは、養蠶者も其の煩に堪へないだらうし、調査に従事する調査員とても僅かな手當では到底やり切れるものでないから、斯種の調査は五年に一回或は三年に一回等、數年毎に行ふことにすべきものと思ふ。而して斯種調査を數年毎に行ふとすれば單に掃立卵量、收繭高のみに限定せず、勞働關係、蠶種購入關係、收繭高、販賣關係等にまで及ぶべきものと思ふ。之が更に一般農業と組合さるゝに至れば、農業センサスに迄發展するものであつて、茲迄至れば、雷に養蠶統計の問題たるのみならず、廣く農業統計乃至は農業センサスの問題として取上げなければならぬ。農業センサスの問題は別の機會に論ずることとする。

第八章 收繭高豫想

一、收繭高豫想の理論

實際に收繭の行はるゝ以前に、近く收繭せらるべき量を一定の組織的方法に依つて調査し、之を社會的に公表する制度を收繭豫想制度と謂ふ農作物の收穫豫想制度と同様のものである。農作物收穫豫想と異なる所は、農作物の成育期間に比して繭の成育期間問題が短いことゝ、養蠶に於ける農作物の如く實地調査が困難なことである。

蠶兒は掃立後凡そ一ヶ月位に上簇するものであるから、播種後半年以上を要する米、麥等の農作物に比較する時は甚だ其の成育期間が短い。豫想調査に於て地方の調査した結果を中央に於て集計公表する迄には、現在の我國の實情では、最少限度先づ十一、二日を要する。従つて收繭前に豫想の調査を爲し、繭の市場への出廻以前に此の數字を公表するとせば蠶兒の成育の期間の殆んど中期(三齡の終り頃)に其の上簇後の豫想をすることゝなる。更に養蠶は多くの場合、屋内飼育であるが爲、蠶兒の成育状況は農作物の生育状況の如く調査員の巡回調査に依つて判断が出來難い點がある。

農作物豫想に於て、其の方法に二通りの方法があることは農作物豫想制度を述べた際述べて置いた。即ち實地觀察主義(主觀的方法)と氣象觀察主義客觀的方法とである。同じ事は養蠶にも適用し得る理である。

實地觀察主義に於て、農作物であるならば、觀察すべきものは農作物であるが、養蠶ならば蠶兒であると云ふに過ぎない。氣象觀察主義に於て農作物豫想の場合は農作物の生育に影響する氣象が觀察されねばならぬと同様、養蠶に於ては蠶兒の發育に影響する氣象條件が觀察されねばならぬ。而して農作物收穫豫想に於て氣象觀察主義が未だ實用の域に達せず、目下研究中に屬すると同じく、養蠶に於ても此の方法は未だ實用の域に達しては居らぬ。現實に用ひられて居る方法は實地觀察主義である。

然るに、養蠶に於ては實地觀察が農作物に於けるより困難であるに拘らず、三十日といふ短期間に生育を了する蠶兒に就いて其の全成育期間の半ばに近い時期に於いて觀察して、收繭量を豫想するといふ點に、我々は養蠶の收繭豫想の困難性を發見する。

併し一面に於て、養蠶は人工の加へらるゝことも耕種より多く、従つて、自然の恣意より防衛さるゝ度も農作物より強いが故に其の結果には變動性が農作物の場合より少い。

例へば最近に於ける米の一反歩收穫高の平均偏差率と、養蠶の蠶種十瓦當收繭高の平均偏差率とを比較して見ると左表の如く、米は〇・〇九九なるに養蠶は〇・〇二四、夏秋蠶は〇・〇三七であつて、米は養蠶の三倍以上である。

昭和六年 昭和七年 昭和八年 昭和九年 昭和十年 昭和十一年 平均 偏差率	米		春		夏		秋	
	一段歩當收量	平均ヨリ偏差	當收十瓦量	平均ヨリ偏差	當收十瓦量	平均ヨリ偏差	當收十瓦量	平均ヨリ偏差
	一七〇〇	〇・〇六六	六、四三三	〇・〇七二	四、九六一	〇・〇六七		
	一、八五五	〇・〇三三	五、九五五	〇・〇三七	四、八五五	〇・〇四〇		
	二、三三三	〇・〇四六	六、一六〇	〇・〇二二	五、二一五	〇・〇三〇		
	一、六三四	〇・〇五三	六、二四七	〇・〇三三	四、〇四八	〇・〇四六		
	一、九三三	〇・〇五三	六、三六六	〇・〇四四	四、六三三	〇・〇六一		
	一、一〇〇	〇・〇三四	六、三三三	〇・〇九二	五、一五二	〇・〇五七		
	一、八六六	〇・〇八七	六、七三三	〇・〇五三	四、八九四	〇・〇八三		
	一、〇六七	〇・〇九九	六、二五三	〇・〇四四	四、八九四	〇・〇七七		
	一、六六六	〇・〇九九	六、七三三	〇・〇四四	四、八九四	〇・〇七七		

元來變動性の少いもの程、豫想が容易な譯であるから、蠶作の變動性が、米作の變動性より尠いことは、蠶作に於ける豫想の方が米作に於ける豫想より、此の點に關する限り其の確實性が多いことを暗示する。

實地觀察主義に依る豫想をなす限り、蠶兒の生育状況を一定日に於て實地に觀察することは不可缺の條件である。農作物の如く野外に放置せらるゝに非ざる飼育中の蠶兒を調査員が觀察することは困難であらうけれ共、之とて絶対に不可能といふではなし、又自ら觀察が出来ないとすれば、養蠶者に聴取する方法もあるから、此の點は一應問題外とする。然る場合に於て、飼育中途の蠶兒を觀察することに依つて、將來收繭し得べき數量を判斷する根據は何處に在るか。蠶兒の生育状況と收繭量との間に何等かの數量的方則が発見でもされて居れば、それを適用するに越したことはないと思ふが、現在斯る法則の発見されたものなしとすれば、勢ひ、過去の經驗より誘導された各人の主觀に訴へざるを得ない。主觀は何處迄も主觀であつて、斯る種類

の調査の信頼性は、全く觀察者の主觀の如何に依存するものであつて、考へ様によつては甚だ心細い限りだとも言へる

此の點に關しては、將來、蠶兒の生育状況(蠶作)と收繭量との數量的關係が、充分自然科学者に依つて研究されんことを切望せざるを得ない。豫想數と實數量との近接は、斯る研究の進捗と正比例するものとも謂へる。併し一般に豫想制度に於ては實際上の觀察の結果の表現と、之を基礎として之に自己の主觀乃至は一定の假定を適用して判定したる結果とは明確に區分する必要があると思ふ。農作物に於ては現實の状況を觀察した結果を表現したものは、作況或は作柄であつて、之には主觀的判斷も亦假定も加はらない。之に一定の假定乃至は主觀を當てはめて誘導したものが、豫想收繭高である。養蠶に於ても前者に該當するものは所謂作柄であり後者に該當するものは言ふ迄もなく豫想收繭高である。

元來作柄は蠶兒の物理的乃至生理的觀察の結果を謂ふものであるが、養蠶技術學に於て、未だ此の方面の統一的測定法が確立されぬのは甚だ遺憾とする所である。

蠶の作柄の測定を爲すに當つては、蠶種掃立卵量單位當(十瓦當)現存蠶兒數、現存蠶兒の健康狀況、桑葉の品質、氣候の經過等に就き、過去に於ける飼育の經過に基き一定の基準を設けて、此の基準と其の年の狀況とを數量的に成るべく一元的に比較出来る様に工夫すべきものと思ふ。斯かる基礎的研究なくして、單に養蠶者に聽けば、それで萬事完全に作柄が計算出来ると思ふのは、極めて粗朴な考へである。たとへ同一物の測定であつても、之を多數人によつて測定する場合には、其處に一定の尺度を設けざる限りその多數人の測定は之を互に比較し得ざるは勿論、又之を合算するも無意義であることは議論の餘地がない。作柄の如く既に其の測定内容さへ判然しないものに於ては尙更のことである。此のわかり切つた不合理が不合理ともされず、公然に通用して居るのが現在の豫想制度である。此の點は獨り養蠶の收繭豫想に限らず、農作物に就いても程度の差こそあれ、同一である科學的なるべき作柄の實地觀察自身に既に右の如き曖昧の點が存在し、其の價値が疑はれるものあるに加へて、更に此の作柄を基準として將來を推計するに至つては、思ひ半ばに過ぎるものがある。

前にも述べた様に豫想收繭高を得る爲には作柄を基準として、之に一定の假定乃至は主觀を當てはめなくてはならぬ。收繭

高豫想を現在の農林省の行つて居る様に全國を十二萬の地區に分けて、此の地區内の收繭高を夫々別個の調査員に豫想せしめ之を最後に集計して全國のものとする場合に於て此の十二萬人に夫々此の場合勝手な主觀を働かせて、豫想を出させることの非科學的なることについては多くを語るの要もあるまい。各人の單なる主觀を廢して寧ろ一定の假定を設け、その假定の下に統一的に豫想せしむる事の方が科學的であると思ふ。最も單純な假定として考へ得るものは、次の如きものである。

a を調査期日現在に於ける基準の蠶兒生育狀況を表示せる數字とする。(之は多く半年と云ふもので表はされる)

a' を同じく或る年の調査期日現在に於ける蠶兒生育狀況を表示せる數字とする。

a, a' は従つて、或る年の蠶の作柄を示すこととなる。作柄は當然比率で表示される。

A を基準の(即ち平年の)收繭高數量とする。これは先の a に對應するもので a の作柄が A の收繭となつたことを意味する。

A' 或る年の收繭量、即ち a' の作柄の年に於て收繭し得べき數量である。之は未知數に屬するから、之が豫想收繭高となる

$$\text{然るとき } \frac{A'}{A} = \frac{a'}{a} \text{ 即ち } \frac{a'}{A'} = \frac{a}{A}$$

と假定するのは最も單純な假定である。即ち過去の平均に於て調査期日に a の蠶兒生育狀況であつた場合には收繭高が A であつたのだから、今回の觀察に於ても同様の比率になるものと假定するのである。問題は過去の經驗から割出された $\frac{a}{A}$ の比率の性質にある。之は單なる平均に過ぎない。言ひ換へれば傾向に過ぎない。プロバブルだと云ふに過ぎない。個體は決して平均自體ではない。過去數年の平均を現實に特定年に適用しやうとしても、それは決して現實と一致するものではない。

右の如き假定の許に計算された豫想と實收とが一致しないのは當然のことである。

右の關係式から $A' = A \times \frac{a'}{a}$

となり。其の年の收繭量 A' が算出される量、右は收量と作柄との關係を直線的關係と假定したものであつて、此の意味に於て最も單純な假定と謂ふことが出来る。

更に複雑な關係としては $A' = f\left(\frac{a'}{a}\right)$ に於て $f\left(\frac{a'}{a}\right)$ の形を二次、三次乃至其の他の形に假定することが出来る。

二、我國に於ける收繭高豫想の實際

既に古く明治十六年の農商務通信規則の中に豫想調査に類したものがあつた。當時は農業概況として、統計とは別個に取扱ふて居た。農業概況は第一から第六迄で、之を左の通り區分して居る。

- 第一 米作概況
- 第二 麥作概況
- 第三 養蠶概況
- 第四 製茶概況
- 第五 綿作概況
- 第六 菜種作概況

以上六種の概況ハ一郡一區ヲ通觀シ左ノ式ニ準シ申報スルモノトス

第三 養蠶概況

明治何年何郡(區)養蠶概況

本年ハ氣候順當ニシテ桑葉ノ發芽宜シクシテ前年ニ比シ何週日早シクハ遅緩、蠶兒ノ發生モ前年ヨリ何日間早クシテ且宜シク或ハ宜シカラス、眠起(初眠ヨリ四眠ニ至ル)ハ前年ニ比シ異常ナク何月何日ニ了シ十分ノ成繭ヲ得タリ
『或ハ氣候不順且霜害ノ爲ニ桑葉ノ發芽ヲ妨ケ蠶兒ノ發生モ前年ニ比シ宜シカラス、隨ツテ生育モ可ナラスシテ成繭不十分ナリ』或ハ桑葉ノ發芽宜シク前年ヨリ何日間早ク蠶

兒ノ發生宜シキモ(初眠)(二眠)(三眠)(四眠)ニ至リ桑葉ノ價格何程(幾千ニ付)ノ所何程ニ騰貴シ飼養者困難ナ極メ、或ハ桑葉ノ價格前年ハ何程(幾千ニ付)ナリシニ本年ハ廉價ニシテ何程ナリ故ニ十分ニ飼養スル事ヲ得タリ』或ハ(初眠)(二眠)(三眠)(四眠)ノ期ニ至リ何病ヲ發シ成育ヲ妨ケ著シク損害ヲ來シ成繭佳ナラス、而シテ全部收繭ノ景況ヲ概視スレハ豊饒或ハ凶年ニシテ平年ニ比スレハ凡何割(平年ヲ十分トシテ分合ヲ掲ク)ヲ增收或ハ減收シ前年ニ比スレハ凡何割ヲ増シ或ハ何割ヲ減ス

右の概況報告は豫想報告の趣旨を言葉に依つて報告せしめる點に特徴がある。此の形式は明治二十七年迄続いたのであるが、明治二十七年五月に至つて農商務通信規則を廢し、新に農商務統計報告規定を制定するに及んで、

第一條 地方長官ハ毎年左ノ定期報告ヲ爲スベシ

一 農商務統計表 每表ニ定ムル報告期

一 米作開花ノ景況

一 同成熟ノ景況

一 麥作成熟ノ景況
 蠶兒 掃立ヨリ三齡ノ景況毎年五月三十一日限
 としてやはり従来通りノ概況報告を徴した。次いで明治三十二年十一月農商務省は右ノ第一條を左ノ通り改正した。

第一條 地方長官ハ毎年左ノ定期報告ヲ爲スヘシ

- 一 農商務統計表 各様式ニ定ムル報告期
- 一 米作收穫高ノ豫想 調査期後五日限
- 一 麥作收穫高ノ豫想 五月三十一日限
- 一 蠶兒 掃立ヨリ三齡ノ景況及收穫高ノ豫想
ニ至ルマデ

此の時以來養蠶に於ても、始めて收穫高豫想が調査されることとなつた。併し此の當時の地方からの報告様式が訓令中に定められてないので、今の處如何なる様式で調査報告したものか判明しない。ところが農商務省は大正六年七月農商務省訓令第五號を以て、曩の報告規程第一條を左の通り改正した。

第一條 地方長官ハ毎年左ノ定期報告ヲ爲スヘシ

- 一 農商務統計表
- 一 水稻作況
- 一 米第一回豫想收穫高
- 一 米第二回豫想收穫高
- 一 麥豫想收穫高
- 一 春蠶生育ノ景況及豫想收穫高

稍々形式を備へて來たのみならず、此の時から蠶種の掃立豫想の調査が始まつた。
 其の後大正十年六月從來の農商務計報告規程を廢して新に農商務統計報告規則(農商務省令第十九號)を制定するに當つて、從來統計様式と別個に取扱はれて來た豫想調査を爾後統計様式中に加へ、且蠶種掃立豫想と豫想收穫高とを別表に分離した。

第一四 春蠶掃立豫想

(報告期五月十日限)
 (大正何年四月末日現在)

蠶種掃立 豫想枚數	前年掃立 枚數	初掃 立時 期	掃立 最盛 期	終 期
	白 繭 種			
計		日 月 日	日 月 日	日 月 日
備考				

(注意)

- 一、蠶種掃立枚數ハ框製、袋製又ハ平附蠶種ハ二十八蛾ヲ以テ一枚ニ換算スヘシ、散卵ハ卵量二匁五分ヲ以テ一枚ニ換算スヘシ
- 二、白繭種トハ白色又ハ笹色繭ヲ、黄繭種トハ黄、金黃紅色又ハ綠色繭ヲ營ムモノヲ謂フ

前三號乃至第六號ハ別記様式ニ依リ調査報告スヘシ
 (米麥の分省略す……筆者)

春養生育ノ景況及豫想收穫高 大正何年
 (報告期五月二十五日限)

掃立ノ初級 豫想本年 實數	蠶種掃立 枚數	生自ノ良否	桑葉ノ 過不足ノ 豫想本年 實數	收穫高
備考				

(注意)

- 一、東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、滋賀、岐阜、長野、福井、石川、富山ノ一府十三縣ハ五月三十一日限、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田ノ六縣及北海道ハ六月十日限報告スヘシ

一、本表ハ春蠶掃立ヨリ三齡ニ至ルマデノ景況ニ付調査記入スヘシ
 一、框製ノ蠶種ハ百蛾ヲ以テ一枚ニ換算スヘシ
 一、氣候ノ適否桑葉發育ノ良否等ニ付其ノ概況ヲ備考欄ニ記入スヘシ
 右の様に大正六年の改正に於て始めて豫想收穫高の調査が

第一五 春蠶豫想收穫高

(報告期六月十日限)
 大正何年五月末日現在

白 繭 種	黄 繭 種	豫想收穫高	前年收穫高
備考			

(注意)

- 一、東京、神奈川、新潟、埼玉、群馬、千葉、茨城、栃木、山梨、滋賀、岐阜、長野、福井、石川、富山ノ一府十四縣ハ六月十五日現在ヲ六月二十五日限、宮城、福島、岩手、青森、山形、秋田ノ六縣及北海道ハ六月末日現在ヲ七月十日限報告スヘシ
- 二、白繭種トハ白又ハ笹色繭ヲ、黄繭種トハ黄、金黃色又ハ綠色繭ヲ營ムモノヲ謂フ
- 三、收穫高ハ生繭ニ付記入スヘシ
- 四、氣候ノ適否、飼育ノ經過桑葉ノ過不足等ニ付其ノ概況ヲ備考トシテ記入スヘシ

大正十年の統計報告規則に於ては報告様式に右の如き形式上の改正が行はれたのみならず、從來農商務統計報告様式の

調査は、最下級は何處で調査すべきかの規定がなかつたものが、十年の規則に依つて、市町村長が必ず之を調査せねばならぬことになつたからして、養蠶の豫想調査も最下級の調査機關として市町村長が當ることになつた。更に此の規則では全國市町村に調査員を置いて、市町村長の調査を補助せしむることにしたから豫想にも之が適用された譯である。

其の後大正十四年、農商務省は農林省と商工省とに分離するに至つたが、右の統計報告規則も同年十月廢止され、新に農林省には、農林省統計報告規則が制定せられるに至り、養蠶の豫想は右規則の統計報告様式中に依然として存することゝなつたが、更に此の時以來、夏秋蠶に就いても豫想が調査せられることになつた。様式は次の如し。

第一七 春蠶豫想掃立枚數(報告期五月十日限)

大正何年四月末日現在

蠶種豫想 掃立枚數	立	前年掃立枚數	比シ	増減	掃立時期
					初
白繭種					月日
黃繭種					月日
計					月日
備考					月日

(備考) 一、白繭種トハ白色又ハ笹色ノ繭ヲ營ム蠶ノ種類ヲ謂ヒ黃

- 一、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野及岐阜ノ一府十三縣ハ六月十五日現在ヲ、北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形及福島ノ二道六縣ハ六月末日現在ヲ調査シ各調査期日後十日限報告スヘシ
- 二、白繭種トハ白色又ハ笹色ノ繭ヲ營ム蠶ノ種類ヲ謂ヒ黃繭種トハ黃色、金黃色、紅色又ハ綠色ノ繭ヲ營ム蠶ノ種類ヲ謂フ
- 三、豫想收繭高ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ調査スヘシ

調査員ニ於テ實際ノ狀況ヲ巡回調査シ且當業者數名ノ意見ヲ徴シ調査區ニ於ケル蠶種一枚當ノ豫想收繭高ヲ決定シ之ヲ掃立枚數又ハ豫想掃立枚數ヨリ無收繭見込枚數ヲ控除シタルモノニ乘スヘシ

- 四、前年收繭高ニ比シ増減ノ理由ヲ備考欄ニ記載スヘシ
- 五、氣候ノ適否、飼育ノ經過及桑葉ノ過不足等ヲ備考欄ニ記載スヘシ

第二〇 夏秋蠶豫想掃立枚數(報告期九月十日限)

大正何年九月一日現在

蠶種豫想 掃立枚數	立	前年掃立枚數	比シ	増減	掃立時期
					初
白繭種					月日
黃繭種					月日
計					月日
備考					月日

繭種トハ黃色、金黃色、紅色又ハ綠色ノ蠶ヲ營ム蠶ノ種類ヲ謂フ

- 二、蠶種掃立枚數ハ框製、袋製又ハ平附ノ蠶種ニ在リテハ二十八蛾ヲ以テ一枚ニ換算シ散卵ニ在リテハ卵量二匁五分ヲ以テ一枚ニ換算スヘシ
- 三、前年掃立枚數ニ比シ増減ノ理由ヲ備考欄ニ記載スヘシ
- 四、掃立時期ノ初トハ其ノ地方ニ於テ概シテ掃立ヲ初ムル時期ヲ謂ヒ最盛トハ大部分掃立ヲ行フ時期ヲ謂ヒ終トハ概シテ掃立ヲ終ル時期ヲ謂フ
- 五、取木(傘取、撞木取等)トハ枝條ノ一部ヲ土中ニ埋メ發根セシメタル後之ヲ株ヨリ切離シテ苗ト爲シタルモノヲ謂フ

第一八 春蠶豫想收繭高(報告期六月十日限)

大正何年五月末日現在

豫想收繭高 (生繭)	前年收繭高	前年收繭高 ニ比シ増減	備考
			計
白繭種			
黃繭種			
計			
備考			

(注意)

- 一、白繭種トハ白色又ハ笹色ノ繭ヲ營ム蠶ノ種類ヲ謂ヒ黃繭種トハ黃色、金黃色、紅色又ハ綠色ノ繭ヲ營ム蠶ノ種類ヲ謂フ
- 二、蠶種豫想掃立枚數ハ框製、袋製又ハ平附ノ蠶種ニ在リテハ二十八蛾ヲ以テ一枚ニ換算シ散卵ニ在リテハ卵量二匁五分ヲ以テ一枚ニ換算スヘシ
- 三、前年掃立枚數ニ比シ増減ノ理由ヲ備考欄ニ記載スヘシ
- 四、掃立時期ノ初トハ其ノ地方ニ於テ概シテ掃立ヲ初ムル時期ヲ謂ヒ最盛トハ大部分掃立ヲ行フ時期ヲ謂ヒ終トハ概シテ掃立ヲ終ル時期ヲ謂フ

第二一 夏秋蠶豫想收繭高(報告期十月五日限)

大正何年九月二十五日現在

豫想收繭高 (生繭)	前年收繭高	前年收繭高 ニ比シ増減	備考
			計
白繭種			
黃繭種			
計			
備考			

(注意)

- 一、白繭種トハ白色又ハ笹色ノ繭ヲ營ム蠶ノ種類ヲ謂ヒ黄繭種トハ黄色、金黄色、紅色又ハ綠色ノ繭ヲ營ム蠶ノ種類ヲ謂フ
- 二、豫想收繭高ハ左ノ方法ニ依リテ之ヲ調査スヘシ
調査員ニ於テ實際ノ狀況ヲ巡回調査シ且當業者數名ノ意見ヲ調査ノ價値

- 見ヲ徴シ調査區ニ於ケル蠶種一枚當ノ豫想收繭高ヲ決定シ之ヲ掃立枚數又ハ豫想掃立枚數ヨリ無收繭見込枚數ヲ控除シタルモノニ乘スヘシ
- 三、前年收繭高ニ比シ増減ノ理由ヲ備考欄ニ記載スヘシ
- 四、氣候ノ適否、飼育ノ經過及桑樹ノ發育等ヲ備考欄ニ記載スヘシ

右の現行規則に依れば現在は、春蠶、夏秋蠶の各々に就いて、蠶種豫想掃立卵量及び豫想收繭高が毎年調査されることとなり居る。併し茲に於ける蠶種豫想掃立卵量の調査は、其の意味する所が、收繭豫想とは大いに異なる。元來蠶種の掃立は人の意志行爲である。幾何の蠶種を掃立つるやは、養蠶者が自由なる意志に依つて、決定すべきものである。斯る人間の意志行爲を外部的に豫想することは、本來不可能事である。唯我々の爲し得る唯一のことは、當事者に就いて其の意志——幾何の蠶種を掃立つる積りであるかといふこと——を聴取又は申告せしめ得るのみ、勿論この場合の養蠶者の意志は單なる希望であつてはならない現實に掃立んと欲し且つそれだけの事を爲し得る客觀的條件が備はつて居ることを要する。例へば蠶種販賣商人に對し現實の申込を爲した數量とか、養蠶實行組合に申込んだ蠶種の量の如きものであることが望ましい。實際の調査は春蠶が四月末日現在、夏秋蠶が九月一日現在を以て行ふことになつて居るが、春蠶に就いては、此の時期には四國、九州地方は既に掃立を開始して居る地方が多いので、此の地方では別段豫想とはならない。又夏秋蠶に就いては、夏蠶は七月には掃立を始めるし、秋蠶に就いても東北、北陸地方は八月終り頃には掃立を始めるものが多いから、九月一日の豫想で既に豫想でない部分が相當あることとなる。掃立豫想が本來養蠶者の意志を調査するものであることの結果は、掃立豫想と實際掃立との開きを收繭豫想の如く、人間の意志と獨立に自然の恣意の其の間に介入することの多い調査に比して、遙かに縮少せしむる。第一表は豫想に比し實際の掃立若くは收繭の増減の率の昭和元年乃至十一年の十一ヶ年の平均である。

第一表 昭和元年 至昭和十一年 十一ヶ年平均豫想に比し實數の偏差率

春蠶	掃立	三% 四
夏秋蠶	掃立	二% 三
夏秋蠶	繭立	八% 六

(備考) 各年の豫想と實際との開き(プラス、マイナスの符號を無視して絶對數として)を各年の豫想數にて夫々除したるもの、十一ヶ年の平均

掃立豫想と掃立實數との過去十一ヶ年の平均偏差率は右表の如く、春蠶に於て三・四%夏秋蠶に於て二・三%であるが其の偏差の方向を見るに、過去十一ヶ年中掃立實數が豫想より小さかつたのは春蠶に於て昭和元年、二年の二ヶ年夏秋蠶に於ては昭和四年の一ヶ年のみ、右は何れも蠶種の掃立實數は豫想より大であつた。詳しくは第二表を参照せられたし。

第二表 蠶種豫想掃立數量實掃立數量

昭和元年	春繭		夏秋繭	
	豫想掃立 (a)	實掃立 (b)	豫想掃立 (a)	實掃立 (b)
昭和元年	七、八六六	七、六一二	一〇、二〇四	一〇、三〇九
同 二年	七、七三五	七、四七〇	一〇、五七四	一〇、九五九
同 三年	七、六二〇	七、九二〇	一〇、六五八	一〇、九七八
同 四年	八、二二八	八、〇九七	一一、〇七七	一一、〇五五
同 五年	八、三二五	八、四三八	九、八八六	一〇、〇八八
同 六年	七、七〇四	八、〇四九	八三、二〇一	八九、五一五
同 七年	七三、四四一	七七、八九八	八六、三一四	八八、九一三

同	八年	七七、六九一	八一、一九八	一〇四・五	九八、〇五〇	一〇〇、〇〇二	一〇二・〇
同	九年	七六、五一九	七七、四六三	一〇一・二	八二、二八一	八三、三六六	一〇一・三
同	十年	六九、〇七〇	六九、三八九	一〇〇・五	八一、一〇二	八一、七四二	一〇〇・八
同	十一年	六四、六四三	六五、〇五二	一〇〇・六	八〇、一二七	八〇、五八四	一〇〇・六

春蠶の收繭豫想に付ては全國を三區に分けて各調査期を異にして調査を行つて居る。

晩場地方（北海道及東北六縣） 六月末日現在

中場地方（關東、北陸、東山） 六月十五日現在

早場地方（東海、近畿、中國、四國、九州、沖繩） 五月末日現在

養蠶の時期を異にするから、斯く三區に分けたものである調査の時期が斯様に各地方に依つて異なる以上、嚴密な意味に於ては、右三地方毎の收繭豫想は別個のもので、六月十五日現在の中場地方の豫想と、五月末日現在の早場地方の豫想とは相互に加算することは嚴密に言へば矛盾とも云へる。六月十五日現在に於ては、既に彙に調査せる五月十五日現在の早場地方の状況は變化して居る譯である。従つて晩場地方を調査したる後、之等三地方の調査を合算して全國の豫想となすは、嚴密に云へば理論的に不合理たるを免れぬ。全國的豫想を是非必要とするならば、全國同時期に一齊に調査すべきものであると思ふ。

從來の豫想收繭高に付て全國續數を云々することは右の點に於て若干の不合理性を認めなければならぬが、茲には便宜上全國總數に付て豫想と實數との開きを見ることにしよう。蓋し豫想調査の價値は實收との開きの大小に依つて判斷さるゝ場合が多いからである。讀者は先づ次の二表に眼を通して頂きたい。然るときは直ちに養蠶者に於ては春蠶、夏秋蠶を通じて、豫想が實收より常に小なることを發見するであらう。併し其の差額は色々で、必ずしも一定して居ないが、其の偏差率は大體に於て春蠶より夏秋蠶の方が大である。

豫想が右の如く常に實收に對して小であるといふ、一定の傾きを持つことはおかしなことである。豫想技術の上から大いに

研究されねばならぬ事柄である。

第三表 春蠶豫想收繭高比較夏秋蠶豫想高ト實收繭高比較（千貫以下切捨）

昭和元年	豫想	實收	差	同比率
昭和元年	四一、一六三	四四、一五五	二、九九二	七・三
同 二年	四二、〇〇二	四六、二二八	四、二二六	一〇・一
同 三年	四五、三二五	四九、五六一	四、二三六	九・三
同 四年	四七、四五二	五〇、五九四	三、一四二	六・六
同 五年	五二、七〇七	五六、一〇三	二、三九五	六・四
同 六年	四七、九九七	五二、六六七	四、六七〇	九・七
同 七年	四五、三九九	四六、三九一	九九二	二・二
同 八年	三、〇六〇	五〇、〇一九	一、九五八	四・一
同 九年	四六、〇一〇	四八、三九〇	二、三八〇	五・二
同 十年	四一、七五六	四四、一七五	二、四一八	五・八
同 十一年	三九、四九八	四一、三九二	一、八九三	四・八
平均				六・五

第四表 夏秋蠶豫想收繭高ト實收繭高比較（千貫以下切捨）

昭和元年	豫想	實收	差	同比率
昭和元年	三九、三四三	四二、五六九	三、二二六	八・二
同 二年	四〇、三八一	四四、六三三	四、二五二	一〇・五
同 三年	四〇、三四〇	四四、二八七	三、四九六	九・八

同	四年	四七、一五四	五一、四九一	四、三四四	九・二
同	五年	四五、七九七	五〇、三六〇	四、五六二	一〇・〇
同	六年	四〇、二二四	四四、四〇五	四、一七九	一〇・四
同	七年	四〇、〇八三	四三、一五八	三、〇七五	七・七
同	八年	四七、〇七三	五一、一四四	三、四四〇	七・二
同	九年	三六、六四四	三八、七四九	二、一〇五	五・七
同	十年	三五、〇四二	三七、八九〇	二、八四八	八・一
同	十一年	三八、二八七	四一、五一〇	三、二二三	八・四
平均					八・六

曩に米作に於ける年々の作柄の變動と養蠶に於ける年々の作柄の變動とを比較し、一般に米作に於ける方が變動性の強いことを述べた。他の點が同一と假定すれば、此の點のみに於ては、養蠶の方が適確に行はるべき筈のものであることも、其の際述べて置いた。然るに兩者の豫想の實收に對する偏差を比較して見るに過去十一年間の平均偏差率は第五表の如く、養蠶の方が遙かに高し。

第五表 豫想ト實收ノ平均偏差率 (自昭和元年至同十一年十一ヶ年)

米	{ 第一回豫想ト實收	三%七
	{ 第二回豫想ト實收	二%一
養蠶	{ 春蠶豫想ト同實收	六%五
	{ 夏秋蠶豫想ト同實收	八%六

豫想の價値を實收との開きの少いことに置くならば、養蠶の豫想は米の豫想に比して價値が低いものと謂はざるを得ない。併し筆者は養蠶の豫想が常に實收より小さいといふ事實から、次の事を誘導する。

豫想は豫想と比較することを養蠶に於ても忘れてはならぬ。此の點は米の豫想に付ても一言して置いた所である。即ち或る年の養蠶豫想の絶對値を其の年の實收に比するときは先表の示す様に其の間かなり大きな開きがあるけれ共各年の豫想は一應之を各前年の豫想と比較して其の比率を求むるときは、其の比率はかなり正確に其の年の其の調査當時の養蠶の作柄を反映して居る。之が證明として右の如くして得られた豫想の作柄を前年の實收に掛けて得たるものは、其の年の實收に近いものである。(第六表参照) 農林省統計報告規則に據る豫想と實收との差の昭和二年乃至十年の平均と、右の如くして計算せる豫想と實收との差の平均を比較して見ると

春蠶	豫想蠶作より計算されたる豫想と實收との差	九九五、一五四貫
	豫想と實收との差	二、九三一、三六八
夏秋蠶	豫想蠶作より計算されたる豫想と實收との差	四八四、五二七
	豫想と實收との比	三、五九七、八三三

第六表 豫想蠶作ヨリ計算セル豫想收滿高 (春蠶)

年次	豫想收滿高	豫想蠶作	豫想蠶作より計算せる豫想收滿高	實收滿高	(D-C)	(D-A)
	A	B	C	D	E	F
昭和二年	四三、〇〇一、三九〇	一、〇三〇、四	四三、〇、四〇六	四三、三六、六七	一、一三、三三	四、三三、三三
同三年	四三、三三三、三〇〇	一、〇七二	四三、八八、三三一	四三、三六、七三	三三、五八	四、三三、一一三
同四年	四三、四三三、一六〇	一、〇四九	四三、八六、八九	四三、五九、四四〇	一、二九、六四九	三、四三、三六〇
同五年	四三、七〇、八七〇	一、一〇八	四三、三〇〇、四四五	四三、一〇三、三三	三、一九、七三九	三、三三、三三
同六年	四三、九七、〇〇〇	〇、九八〇	四三、〇七、五五六	四三、三六、三三五	一、三九、七〇九	四、六七〇、二九五
同七年	四三、三九七、三九〇	一、〇四九	四三、八七、七五六	四三、三二、四八	三、四三、四三〇	四、九三、二八
同八年	四三、〇〇〇、〇〇〇	一、〇五八	四三、一〇、〇一九	四三、〇九、〇三	九、九、〇〇八	一、九八、九八
同九年	四三、〇一〇、四一〇	〇、九七四	四三、八八、三三六	四三、九〇、四六五	五〇一、三三九	二、六〇〇、〇三

同	十年	四、七五、八四〇	〇・〇七五	四、九九、九一六	四、一五、三三六	三六、一三〇	二、四八、六六六
同	十一年	元、四八、九九〇	〇・四九五	四、七五、六三〇	四、三三、四四〇	元、三、一五	一、八三、四八四

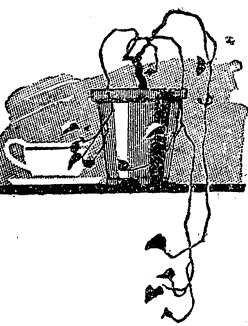
第七表 豫想蠶作ヨリ計算セル豫想收繭高 (夏秋蠶)

年次	豫想收繭高	豫想蠶作	豫想蠶作より計算せる豫想收繭高	實收繭高	(D-G)	(D-A)
昭和二年	四、六一、八〇〇	一・〇一四	四、六〇、六八六	四、六三、九三三	四、〇一〇八	四、三三、一三三
同三年	四、〇三、〇三〇	〇・九六〇	四、〇二、〇七〇	四、二七、四七〇	三、〇一、九五一	三、九六、七七七
同四年	四、二四、一六〇	一・二六九	五、七七、四九〇	五、四八、六三三	三、八、七三七	四、三〇、四七四
同五年	四、七七、六三〇	〇・九七三	五、〇一、五四三	五、〇三、〇三〇	四、八八、八八	四、五三、七三〇
同六年	四、三三、九〇〇	〇・八八三	四、四二、〇一七	四、四〇、五三〇	一、三、七〇八	四、一三、九四〇
同七年	四、〇三、四〇〇	〇・九六五	四、〇二、四三五	四、一八、八九	一、〇五、九三三	三、〇五、四九
同八年	四、七〇、七〇〇	一・二〇一	五、二、三〇一	五、一四、五九	一、〇六、八六三	三、四四、八元
同九年	三、六四、三三〇	〇・七六三	三、六三、五六七	三、七四、三三	三、七九、三三	二、一〇、〇一一
同十年	三、〇四、〇〇〇	〇・九三三	三、〇三、〇六七	三、〇八、〇五七	八、四、五三三	二、八四、四七
同十一年	三、二七、四〇〇	一・〇七六	四、一五、九一六	四、一五、〇五三	二、二、三三三	三、三三、元二

(第六表及第七表備考)

一、豫想蠶作とは各年の豫想收繭高を各前年の豫想收繭高を以て除したるものなり
 二、豫想收繭作より計算せる豫想收繭高は右の各年の豫想蠶作を各其の前年の實收繭高に乗じたるものなり

統計優良町村視察記 (二十三)



里川の清流に沿った
 曾つて波瀾を見ぬ平和郷

久慈郡河内村を訪ふ

太田町の自動車待合所で新聞を読み乍ら小里行の乗合を待つこと十分、バスは約十人の客を乗せて瑞龍の東縣道を北へと走つた。残んの紅葉が兩側に迫る山を彩り、里川の流ればまだ水容の跡をとどめて縣道の復舊されぬ個所さへある。染和田、佐都を過ぎて高鈴山を右手に望むと間もなく町屋の宿へ着いた。

河内村役場

停留所の隣が河内村役場である。刺を通じると統計主任鈴木書記が迎へて呉れた。木柵をめぐるした二階建、階下が事務室で奥の方には疊を敷いた休憩室もあり、大きな爐には炭火が焚かれ、大きな鐵瓶がシャン／＼音をたてゝゐる。村長檜山秀三氏に紹介された。檜山村長は醬油醸造を業とし村内

の舊家で先代義誠氏も村長をした事がある土分の家、昭和十年五月に就任以來村治に貢献する所多い温厚の人柄である。助役石川千代太郎氏は日露戦役の勇士で金鷄勳章を賜はり、昭和十一年二月以來現職にあつて兵事、衛生方面を擔任してゐる。會計一般を受持つ石川喜代太郎氏は曩に統計調査員として知事から表彰された功勞者で、昭和七年八月收入役に擧げられ今日に及んでゐる。統計主任鈴木芳之介氏は明治四十二年一月以來實に三十年間役場書記として村治の爲に盡瘁して來た役場の主で、統計事務の外庶務、學事、土木、戸籍、社會事業等重要な仕事は殆んど鈴木主任の手を煩はしてゐる有様である。書記根本兼雄氏は昭和十一年三月の就任で説務勸業、社寺の事務を分擔してゐる。

根本武氏は多年統計事務に貢献した功勞により昭和十二年縣統計協會から表彰されてゐる。河内村の統計費は三百三十二圓で十二年度決算二萬三千三百七十七圓十三錢に比較すると僅か六分余に過ぎないので、調査員手當は米生産調査を含め一人當十九圓である。こんな少額の手當で一年間統計調査の爲に働く調査員には村民から感謝と同情が集まつてゐる。殊に第六區から第九區までは受持區域が廣く、田畑各二十町歩、筆數にして八百から千筆にも及ぶ調査を擔當してゐるのである。

調査員の待遇

統計調査員の會合は毎年三月新年度の開始前に調査用紙を配付する時と、春、夏、秋各調査季に各一回、米生産調査の時二回と一年を通じて五六回行はれ、調査の打合せや、色々懇談をする事になつてゐるが、統計事務の改善向上は研究懇談ばかりしてゐるよりも先進地の實際を見學する方が効果があるといふ見解から既に千葉縣野田町等を視察し、昨年七月には同郡賀美村へも出かけ三年に一回位の割で村から視察實費の半額補助を行つてゐる。又調査員が五年以上勤続して退職する場合は感謝状と記念品を贈呈するといふ優遇方法も講ぜられてゐる。村内には往古八幡太郎義家が築城し様として部下と共に山頂に登つて地形を検したといふ黒磯岳や、町屋

の南端にある水戸領地誌が傳へる義家奥州下向つ際鎌倉に似てゐるので命名したといふ鎌倉坂といふ舊蹟もあるが、今は昔の名残を止めるだけなので、その視察は止める事にした。

河内村の誇り

生産物が豊かだといふのでもなく、名勝舊蹟に聞えてゐるでもない。さればといつて知名の人が出たといふ譯でもない。何が河内村の誇りかといへば他町村に殆んど例を見ない羨むべき事がある。それは村會議員の選舉に際し、會つて候補者が定員を超過した事がなく、従つて次点者を出した事がないといふのである。それだから政黨政派などに災される事もなく村會などは原案通り、一言にして盡くせば明朗平和が河内村の誇りである。元は藤田東湖の門人平山寛が此の地にあつて河北三郡の子弟を薫育した徳化が今日に及んでゐるともいへるが、一面には現河内尋常高等小學校長吉田弘氏の家は村社吉田神社の神官の家柄で寺小屋時代から三代に亘り村民の教化に貢献して居り、吉田家の墓碑は藤田東湖の筆になるもので、昔から教育に盡した功績は少くない、吉田弘校長は太田中學第一回の卒業で教育界に入り、中里校長から明治四十三年河内校長に轉じ勤続三十年に及び縣下教育界の大先輩であり、縣からも數次表彰され、村民から慈父の様に慕はれてゐる。斯ういふ徳化が地の利を得て河内村を明朗な平和郷たらしめたといふべきだらう。

多年の紛擾も落付き

漸く更生の葛城村

米生産調査票に考察



藤本部長刑事の犯罪檢舉談を聞いて居るうちに列車は土浦に着いた。汽車が二十分許り遅れたので水海道はのバスが出た後だつた。一時間半ばかり待たねばならぬ。お蔭で久し振りに土浦町を散歩したが、土産物屋の軒先も見あき、新しく開かれた町も歩きつくしたがそれでも時間が余つた。又土浦驛前に戻つてバスに乗り込み、高橋水戸市水道課長から贈られた「水戸市水道の再度水害に就て」といふ冊子を讀んでゐると、今宮師範學校主事が乗り込んで来た。自動車が発車するまではお互に讀書してゐたが、土浦町を出はづれて動搖が激しく讀書に疲れると隣り合せた今宮主事と久し振りに懇談を交へ何時の間にか谷田部町へ着いた。

葛城村役場へ

飛行機の飛び交ふ谷田部飛行場の格納庫などを遠くから見乍ら大曾根行きバスを待つて居たが來ない。聞けば一時間

余待たねばならぬとの事である。土浦でも一時間半、谷田部で又一時間からも待たされたのでは歸りが思はれる。目ざす筑波郡葛城村までは一里半からもあるのださうだ。町の人はお天氣がいゝからゆつくり歩いて一時間なら行けますといつて呉れるが田舎道を一人で一時間歩くのはつらい。ハイヤーを飛ばして行く事にした。二十分も走つたと思ふ頃自動車は縣道を左へ折れた、そして間もなく止まつた。見るが役場らしい構えがない、通りに面した肥料など商ふ店の側に道があつて運轉手はその奥を指した。成る程門もない杉皮葺の小さな平屋の入口に筑波郡葛城村役場と標札がかゝつてゐる。來意を告げると統計主任中島敏氏が出て來た。中島主任は大正十三年以來十五年、統計を始め勸業、農會の事務を擔當してゐる古參者、庶務を司り村政を主裁する村長櫻井孝太郎氏は所用の爲不在だつた。昭和五年就任した収入役高野幸一郎氏、翌六年から戸籍、兵事、社會、學事、人口等を分擔する

書記小川善四郎氏、先頃役場入りをして税務、土木を分擔する書記高野正憲氏などの顔が見えた。

二 地勢と沿革

葛城村は筑波郡の中央から東方にあつて、東は同郡小野川村と隣り、西は同郡島名村に接し、東北隅は新治郡九重村と筑波郡旭村に、南と東南は筑波郡谷田部町と小野川村の一部に接してゐる。地勢は南北に長く、縣道に沿つて各部落があり、東西に狭いが、殊に西方を走る一帯の林野は西原と稱して其の廣さは殆んど全村の四分の一を占めてゐる。面積は東西約二十七町、南北二里五丁、一・五〇方里である。大字は苅間、原、東平塚、西平塚、下平塚、根崎、西大橋、西岡、島、山中、新井、柳橋、平、大白裕、小白裕に分れ、苅間は近世谷田部城主細川氏の領有に歸し、平塚地方は元祿以來麻生城主新庄氏の所領で、其の他は皆旗本の知行だつたものである。元祿時代に繁榮した様だが徳川氏の末世になつて谷田部藩が



【眞寫】前高野列高 野高列高 役入 後野高列高 記書野高列高

二宮尊徳の徳風に學び、西平塚が寛文年間に戸數二十四戸が僅か七戸に減じたといふ様な事から見て荒廢衰微した狀況が覗ひ知られやう。廢藩置縣の際谷田部、土浦、若森三藩に分屬したが、明治四年十一月新治縣に屬し、同八年茨城縣に屬する様になり、同十一年郡區制編成の際一戸長役場の所轄となり、明治十七年の改正で他の數村と合併したが現在の葛城村となつたのは明治二十一年末の事で舊村名は字名として現在に及んでゐる譯である。

三 村の生産物

葛城村の生産物で多額を占めるものは陸稲と繭とである。併し昭和七年以來毎年風水害、旱害、冷害等に禍されて生産額は思ふ様に上つてゐない。否寧ろそれが爲に村民の生活は以外に苦しい立場におかれてゐる様である。昭和十二年の生産物の主なものを擧げれば

△水粳十一萬一千十二圓△水糯一千四百五十七圓△陸粳二千五百二十圓△陸糯四千四百三十一圓△大麦一萬六千五百

十圓△小麥二萬二千七百十二圓△大豆三百六圓△蕎麥六百二十圓△甘藷六千七百二十圓△馬鈴薯三千六十七圓△胡麻七百二十六圓△西瓜二千二百七十六圓△南瓜七百六十二圓△大根七百三十四圓△人蔘八百四十四圓△牛蒡一千六百九十六圓△里芋一千四百二十一圓△葱四百十四圓△春蠶五萬二千六百七十三圓△夏秋蠶三萬四千四百九十九圓△茶八百七十三圓△鷄卵一萬二千四百九十四圓
等で家畜は豚五十七頭、牛百十五頭、馬四十九頭、家禽は鶏三千三百七十七羽である。

二 統計調査員

村内の戸數は四百三十四戸で農家が三百七十六戸を占め、その内專業二百四十四戸、兼業百三十二戸で、人口は男一千二百四十五人、女一千二百九十七人、計二千五百四十二人で十三年度戸數割の一戸平均負擔額は二十二圓二十三錢になつてゐる。葛城村の統計調査員は

調査區	勤續年數	氏名	年齢
第一	十一年	大野 平之助	六二
第二	十一年	大野 兼次郎	四二
第三	十四年	櫻井 隆之助	四九
第四	十一年	中島 長次	七四
第五	十一年	成島 弘三	五〇

二 調査の工夫

で調査員手當は農林統計十二圓、米生産四圓三十三錢、計十六圓三十三錢である。

統計調査員會は毎年二月、七月、十月の三回定期に開き、其の他は必要に應じて催される事になつてゐるが、米生産統計の調査に就ては昭和十一年から左の様な用紙を工夫考案し六ヶ年使用に堪へる様に印刷して調査員に配付し、各調査員は臺帳から書き抜いて調査にあたる様にして取扱の便宜を圖つてゐるなどは他町村の参考になると思はれる。なほ同村では昭和七年から學校の移轉改築問題で紛擾を續け、その年の二月に助役が欠員のところへ村長が辭職し、縣から職務管掌

幾多の功績を残した 川崎統計課長

本縣統計界育ての親 功成り名遂げて勇退



本縣統計協會副會長、縣統計課長川崎末吉氏は後進に途を啓くため此の程その職を退いた。氏は本縣東茨城郡磯濱町の出身、明治四十二年水戸中學校卒業と同時に本縣庶務課員として官界に入り、大正二年六月茨城縣屬に任ぜられ知事官房統計係主任屬として敏腕を振られたが、大正十五年七月地方官制改正せられ獨立して統計課となるに及び擡擢せられて初代統計課長の要職に就き今日に至つたのである。

統計課長として在職する事十有三年、此の間本縣統計界に残された功績は實に偉大なるものがあり、本縣の統計が今日全國に於て最も優秀な成績を示し、本省關係は勿論各方面より絶大の信頼を寄せられ、且又その將來に期待

せらるゝ所大なるものあるに至つたのは、蓋し氏の不撓不屈の精神力と理想に期する燃ゆるが如き熱意と、固き信念と、明徹な頭腦及び卓拔せる力量手腕に依るものである。

嘗て本縣に未だ統一した統計調査方法の制定せられて居なかつた當時、隣縣千葉に於いては既に統一的調査方法が實施せられ、統計先進縣として名聲噴々たるものがあつたが、之れを見た氏は各方面の猛烈な反對にも拘らず氏の熱意と信念は遂に之れを制服して昭和三年七月農林省商工省統計規則取扱細則の改正を實現し、對地調査を原則とする細密な調査方法を實施するに至り、其の實績全國各府縣の認める處となり、嘗て統計先進縣としてその名を恣にした隣縣千葉を凌ぐに至つたのである。

又大正十五年郡制廢止となるや市町村に於ける統計事務相互の連絡と之が向上發展を期する爲統計事務研究會設置の必要を認め、之れが設置を慫慂した結果各郡相前後して研究會を組織するに至り、昭和十年には之等を統一して縣統計協會を設立し、各郡研究會をして其の支部となし同年一月より本誌「茨城統計」を發刊し、其の他統計事務の實施指導、内閣統計講習會への講習生派遣、統計事務功勞者の表彰等川崎前統計課長の功績は枚擧に遑なく功成り名遂げて退かれた名課長を偲び縣政史上永久に記憶さるべきである。

今靜かに初期に於ける本縣の統計と現在のそれを思ふ時その異常な躍進に喫驚せしめられると同時に氏の謹直廉潔、内に蓄へられた温情不撓不屈の精神力、明徹な頭腦、行くとして可ならざるなき事務的才能をその想念より除去せしめ得ない事は、統計茨城を知り氏を知る人の皆均しくする所であらう。氏は實に本縣統計の生みの親と云ふ可く、又育ての親とも云ふ可く、今その職を退かれたのは惜別の情に堪へない。(寫眞は川崎末吉氏)



實務統計調査の彙 (23)

全力を傾注して

貴重な資料を蒐集

統計報國の覺悟で
重要調査に當らん

事變体制下の昭和十三年も繁忙の内
に過ぎて、茲に聖戰第三年を迎へた。
今年七月一日現在を以て施行せられ
ることになった臨時國勢調査を始めと
して勞働統計實地調査や尙今後に於け
る國策遂行上幾多の重要統計調査があ
ることであるから、統計に従事する者
の首傍は一層重大を加ふるに至つた

愈々統計奉公の秋である。
今や我々同胞勇士は凡ゆる困苦欠乏
を忍んでこの聖戰目的達成の爲に力戰
奮闘せられて居る。

我等は益々團結を固め統計報國の念
を以て従来よりもより好く清新にして
的確なる資料を提供するために全力を
傾注すべく邁進しやう。

果(ネーブルオレン
チナツミカン
其の他の柑橘) 收穫時期 八月三日

一、二、三月報告表の注意

一月、二月中及三月十五日迄に報告
すべき諸表の内注意すべき事項の主な
るものを擧ぐれば次の通りであります

水産業者

(市町村報告期一末日限)
調査の時期は毎年十二月末日現在で
ありますが、季節的に従事し年末に従
事しない場合でも其の年中に實際従事
した者は其の年末現在に加へ調査する
のであります。水産業者は實際に漁撈
養殖、製造に従事する者に限るのであ
りますから、漁撈、養殖、製造以外の
ものは假令水産業の經營に密接な關係
を有するものでも水産業者と見るべき
ものではありません。

又業主なりや被用者なりやは、各個
人に付業務を主宰經營するや、又は業
主の下に於て事務技術若くは單に勞務

春季調査の作物と果實其
他の調査期及報告期

作物の種類	調査期	報告期限
小麦	自三月	五月十日
粟	自三月	
燕麥	自三月	
大豆	自三月	
茶	自三月	
桑	自三月	
其他	自三月	

作物の種類	調査期	報告期限
小麦	自三月	五月十日
粟	自三月	
燕麥	自三月	
大豆	自三月	
茶	自三月	
桑	自三月	
其他	自三月	

に従事するやに依つて區別すべきもの
であります。

尙水産業者一人にして漁撈、養殖、
製造の二以上を兼營する者に付ては其
の主なる一方に記載するのであります

漁 船

(市町村報告期一末日限)

本調査に於て漁船とは

(イ) 漁業に従事する事を目的とする
船舶

(ロ) 漁場に於て自己の漁獲物の處理
製造に従事する事を目的とする
船舶

(ハ) 漁場より自己の漁獲物又は其の
製品を運搬する事を目的とする
船舶

を謂ふのでありますから、其の構造、
形態の如何を問はず右の三用途に使用
せらるゝものは凡て漁船として各其の
船籍所在地の市町村に於いて調査する
のであります。

新造船は其の年内に竣工したるもの
を廢用船は漁用に堪へず其の年内に使
用を廢したるものを調査するのであり
ますから、前年末現在船數に本年の中
新造船、廢用船を加除する時は本年末
現在船數に一致する筈でありますから
此の点特に御注意願ひます。
若し船体改造、他町村との間に於け
る賣買等に依り一致しない場合は其の
旨を備考に記載して下さい。

遭難漁船

(市町村報告期一末日限)
漁籍所在地の市町村に於て其の年中
に發生したる遭難の事實に付調査する
のでありますから勿論臨時報告として
提出済の分も含むのであります。

水産物

(市町村報告期一末日限)
調査事項の發生が一般農産物等と異
なり連續的でありますから常に漁獲の
狀況に注意し、月計表の如きを作成し

順次調査を進むるのも調査の正確を期する一方法であると思ひます。

又調査原簿は當業者を洩れなく登録し移動ありたる場合は直ちに加除し常に正確を保つ様希望致します。

沿岸漁獲物 年末現在に於て一ヶ年間に於ける總採捕數量及價額を當業者毎に調査するのではありませんが、本表に該當すべき事項あるときは必ず水産業者表の漁撈の本業か副業かの孰れかに掲載される筈で、互に相關聯すべきものでありますから御注意願ひます。

調査の場所は原則として漁撈者の住所々在地の市町村に於て調査するのではありませんが、一時他町村に居所を移して漁業に従事する場合には、其の屬する市町村に於いて調査し、此の場合寄留手續の有無は問はず事實に依るものであります。

遠洋漁業 遠洋漁業は其の地方に於て沖合又は遠洋と認むる場所に於て五噸以上の船を以て沿岸と關係交渉な

く漁撈をなすものを指すのであります従つて五噸未満の船を以て沖合又は遠洋に於て漁獲をなしたる場合は遠洋漁業ではなく、沿岸漁業で其の漁獲物は當然沿岸漁獲物表に計上するのであります。

尙本表の漁船數は様式第四一漁船表に於ける五噸以上の漁船數と不合理なき様特に御注意下さい。

水産養殖 養殖の目的を以てせらるゝものは凡て調査するのではありません愛玩的に飼育するものは調査を要しません。

稻田に養殖するものは年末現在に於ては養殖しないものも少なくありませんが、別に其の年養殖した場數、面積を調査するのではありません。同一場所に二種以上混養したるものは場所及面積に就ては主なる一方に、收獲高に就ては各相當欄に記載するのであります尙同一魚類を二回以上養殖したるものは、場所及面積は一とし、收獲高

は別に調査するのであります。養殖場の數及面積に就て前年、著しく相違する場合は其の理由を備考に記入して下さい。

水産製造物 他より原料を仕入れて製造するものと拘らず凡て製造する地の市町村に於て調査するのであります。従つて假令甲地に於て原料又は半製品を生産しても、乙地に移出し乙地に於て始めて製造品と稱するに至りたるものは、乙地に於て調査すべきものであります。尙鱈粕の製産ありて鰯油の生産なきもの、或ひは製造品其の原料に對し著しく均衡を失するものは必ず其の事由を備考欄に記載して下さい。

家畜(馬)

(報告期一月末日限)
馬表に關しては本誌前號に掲載致しましたが明年度馬政局に於て目下軍用適格馬檢定計畫の立案中で右計畫に於ては明年に於て明二歳以上明十七歳以

下の地方馬匹を總て國に於て檢定致す豫定となり、右立案中の基礎資料として最近の馬統計を必要とし馬表に關し特に本年十二月二十日附一三統第二九八號を以て通牒がありました。就ては昭和十三年馬統計の正否は適格馬檢定事業に影響する所不尠を以て本統計の作成に當りては特に左記の点注意の上其の内容を正確に御調査願ひます。

馬表調査の際畜殖用に供し居る牝馬數(他の用途に兼用し居るものをも含む) 竝昭和十三年末日に於て明十七歳以上の牝牡別馬匹數をも併せて調査し之が結果を便宜馬表備考欄に
一、内養殖用(兼用を含む)牝馬何頭
二、内明十七歳以上牝何頭、牡何頭
計何頭と内書すること

牛乳

(報告期一月末日限)

調査の場所は搾乳場所在地の市町村です。甲村に搾乳場を設け、經營者は乙村に現住する場合は甲村に於て調

査するのであります。搾乳場數は年末現在に於ける場數を計上し若し年内に於て廢業したものがあつた場合は計上しないが、その搾乳高は調査計上し其の旨備考欄へ説明して下さい。頭數は年末現在の外に其の年内に斃死した頭數をも調査する事になつて居ります。従つてその年内に生産せる數量及價額は調査計上して下さい。一頭當りの搾乳高に甚しく多寡ある場合は備考へ説明して下さい。尙屠殺と同様所轄警察署に係る調査と對照する事を忘れない様に願ひます。

屠殺

(報告期一月末日限)

本表は屠場所在地の市町村に於て年末現在で場數、數量、價額を調査し、翌年一月末日迄に縣へ報告するのであります。場數は其の年内に於て實際に屠殺した場所を計上するのであります若し年内に休業せしものならば、場數へは計上せず、數量、價額のみを各該

會社統計に就て

(市町村報告期二月十日限)

會社統計規則に依る會社票は當該會社の代表者が毎年十二月末日に於ける狀況に基き調査し、翌年一月十五日迄に其の本店又は主たる事務所々在地の市町村長に提出するのであります。清算中又は破算手續中の會社は調査の要はありません。會社票の調査の際に往々事業不振とか未決算を事由として會社票の提出を怠り、又は基本金並損

益關係事項の記入を缺く向もあり、益が、會社の代表者に本調査の趣旨、目的をよく理解徹底せしめ、尙會社票の審査に當つても一段の注意を致すと共に新設會社の調査洩れなき様登記所又は官報等に就き充分注意せられたるべき点とあります。尙調査上特に注意を要する点を摘記すれば左の通りであります

- 一、會社票に記入する数字はアラビヤ数字を用ひ、又金額は同位に止め、票中記入すべき事實のない欄には横線を施すこと
- 二、商號又は名稱は登記したる商號又は名稱を、設立年月は登記したる設立年月を記し、尙組織變更したる會社では登記したる組織變更の年月を記入すること。
- 三、未決算を事由として積立金以下の欄の記入をなさざるものもあるも、新設會社で未決算のもの以外は法規上未決算のものなき理なるを以て會社票裏面の記載注意第八項に依り必ず之を記入すること。
- 四、主たる業務は會社分類に適合する様明確に記入すること、即ち
 - (イ) 織物製造業にありては織物製造業
 - (ロ) 諸機械製造業にありては製造をなす諸機械の中其の主なるものを、例へば農業用機械器具製造業、紡織用機械製造業等の如く記入すること。
 - (ハ) 菓子製造又は販賣業にありては製造又は販賣の何れを主とするやに依り、菓子製造業、菓子販賣業等の如く記入すること。
 - (ニ) 食料品販賣業にありては果物販賣業、酒類販賣業等の如く記入すること。
 - (ホ) 物品販賣業にありては織物販賣業、藥品販賣業等の如く記入すること。
 - (ヘ) 油類販賣業にありては燃料用油と其の他に區別を明かならしむる様記入すること。
 - (ト) 運送業、海運業の如きものにありては、陸運業であれば自動車に依る運輸業であるか、又は荷車に依る運輸業であるか、又海運業であれば汽船運輸業であるか、汽船以外の水運業であるか、又は廻漕業を営むものであるかを明かならしむる様記入すること。
 - 五、社債額は商法の規定に依つて社債券を發行したるもののみを記入し、他の借入金は之を記入しない様注意すること。
 - 六、積立金の欄には最近の決算期に於ける一切の積立金現在額を記入したのであります。昨年よりは退職積立金、退職手当法に基き退職積立金、退職手当積立金及準備積立金は本票の積立金中に包含しないことになりましたから誤りない様注意を要します。
 - 七、純益金、純損金は當該年度内の純損、益金のみを記入するのであつて、前年度よりの繰越益金又は繰越損金を加算しない様注意すること。

金は之を記入しない様注意すること。六、積立金の欄には最近の決算期に於ける一切の積立金現在額を記入したのであります。昨年よりは退職積立金、退職手当法に基き退職積立金、退職手当積立金及準備積立金は本票の積立金中に包含しないことになりましたから誤りない様注意を要します。

統計課員異動

十一月十九日左の異動があつた

(統計課) 吉 見 頼 祐
任 鋒 田 職 業 介 紹 所 職 業 主 事 補
月 俸 六 拾 參 圓 給 與
(統計課) 阿 久 津 米 一
經 濟 部 商 工 課 勤 務 ヲ 命 ス
(文書係) 平 松 清 三
總 務 部 統 計 課 勤 務 ヲ 命 ス
尙 右 異 動 に 伴 ふ 會 務 委 員 左 の 通 り 囑 託 せ ら れ た
平 松 清 三
本 會 會 務 委 員 ヲ 囑 託 ス (十二月七日)

最近の統計

本縣の人口は男より女が多い 總數百五十八萬餘人

戸數も人口も前年より増加

茨城縣下に於ける昨年十月一日現在の市町村別人口統計は舊臘統計課から發表された。現住人口は百五十八萬四千八百五十一人で一方里平均三千九百七十八人に當り、前年同期の現住人口に比し千八百九人を増加し、其の増加の割合は人口千人に付一人一分四厘に當つて居る。本籍人口は百九十一萬三千六百八十六人で一方里平均四千八百三人となり、現住人口一方里平均に比し八百二十五人多く、前年同期の本籍人口に比し二萬八百人を増加し、其の増加の割合は人口千人に付十人九分九厘に當つて居る。現住戸數は二十八萬九千三百

八十八戸で一戸平均現住人口は五人四分八厘で、前年同期の現住戸數に比し千三百三十六戸を増加して居る。尙一戸平均現住人口増加の割合は零割零分五厘を示して居る。
男女の割合は本籍人口に於て男は九十六萬千七百四十六人は九十五萬千九百四十人で男が九千八百六人多いが、現住人口に於ては之に反し男は七十六萬八千九百九十一人、女は八十一萬五千八百六十人で女が四萬六千八百六十九人多いと云ふ結果になつて居る。之は蓋し男は兵役の關係や移住、出稼等が多いのに依るものゝ様である。(△印は減)

郡市別人口及戸數

郡市別	本籍人口		現住人口	
	男	女	男	女
水戸市	三六、五五	三三、九〇	五一、〇〇	五七、
前年ニ對スル増減	五七	三六、六	三〇、七	三九、
現住戸數	前年ニ對スル増減	三三、七	△	三、七